

令和 5 年 8 月 2 3 日付け監査委員告示第 4 号公表分

(1) 商工観光部

観光振興課（津の海おもてなし協議会）

監査の結果	所得税等の源泉徴収について 御殿場海岸海水浴場において、遊泳期間中の救護に当たる看護師に対し、日額単価により、従事日数に応じた報償費を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。 任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。
措置の内容	令和 5 年 6 月 9 日に給与支払事務所等の開設届を津税務署に提出し、同年 9 月 1 1 日に、報償費に係る源泉徴収税を津税務署に支払った。 また、同年 1 2 月 4 日に、従事した看護師に源泉徴収票を送付した。

(2) 久居総合支所

地域振興課（久居まつり実行委員会）

監査の結果	文書郵送料の市費負担について 久居まつり実行委員会の業務において必要となる文書の郵送について、令和 2・3 年度は事業を中止・規模縮小したため郵送した文書はなかったが、令和 4 年度は秋のまつりに係る市議会議員への案内通知について、市の業務として取り扱い、市が文書郵送料を負担していた。 今後は、市の業務と団体の業務を明確に区別し、団体が負担すべき費用を市が負担することがないよう徹底されたい。
措置の内容	実行委員会が発送する文書については、実行委員会の負担で行うこととし、市の業務と実行委員会事務局の業務を分け、適正な補助事業の執行と会計処理を徹底する。

(3) 美里総合支所

地域振興課（長野川流域環境保全協議会）

監査の結果	所得税等の源泉徴収について 協議会は、市が委託している美里水源の森維持管理に係る見回り業務等に対する賃金、イベントにおける各種労務費及び講師謝金を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。
措置の内容	長野川流域環境保全協議会に対し適正な源泉徴収事務を行うよう指導を行った。 当該協議会から、監督官庁と相談の上、令和5年度から徴収すべき所得税及び復興特別所得税を源泉徴収するよう改善した旨の報告を得た。

(4) 美杉総合支所

地域振興課（津市森林セラピー基地運営協議会）

監査の結果	所得税等の源泉徴収について 津市森林セラピー基地運営協議会内部規程に基づき、森林セラピスト・森林セラピーガイドに対し、イベント実施の都度、役割に応じた単価の報酬を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収していなかった。任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。
措置の内容	津市森林セラピー基地運営協議会に対し適正な源泉徴収事務を行うよう指導を行った。 当該協議会から報告があり、令和5年度から徴収すべき所得税及び復興特別所得税を源泉徴収している。

(5) 教育委員会事務局

生涯学習課（津市子ども会育成者連合会）

監査の結果	所得税等の源泉徴収について 子ども会大会における体験活動の講師として個人に謝金を支払っているが、所得税及び復興特別所得税を
-------	---

	源泉徴収していなかった。 任意団体であっても、所得税法上の源泉徴収義務者となることから、適正な源泉徴収事務を行われたい。
措置の内容	講師に謝金を支払う場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行うこととし、令和５年度分については、令和６年３月２６日に津税務署に納付を行った。